

2025年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

- ① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。【企画政策課】

情報システム標準化以外の自治体独自の施策については、これまで通り独自施策を維持していきたいと考えています。

- ② 住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。【企画政策課】

住民の行政手続きへのフォロー及び問合せへの対応など、従来の申請方法を残すなど、事情に応じた対応をしていきたいと考えています。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など【福祉課】

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

国からの保険料負担についての考え方にに基づき、介護保険料を設定します。
第9期は16段階となっております。
また、第1段階・第2段階の免除は考えておりません

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

現行の制度で保険料の減免を実施します。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現行の制度で保険料の減免を実施します。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現行の低所得者介護制度等利用負担扶助事業により利用料の助成を実施します。

- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

現行の制度で実施します。

(2)介護保険サービス【福祉課】

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

継続が必要な方には、引き続き利用ができる体制を整えています
報酬については現行のとおりとします。

- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

現行の制度で実施します。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備【福祉課】

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

現行のとおり実施します。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等の増は見込んでおりません。福祉系サービスも現行のとおりで実施します。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

現行のとおり実施します。

★(4)介護人材確保【福祉課】

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

国の制度の中で対応します。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

財政支援は考えておりません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

必要に応じて運営指導をしています

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

現段階では、実態調査の実施は考えておりません。

(5)高齢者福祉施策の充実【福祉課】

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

加齢性難聴者を対象とする高齢者補聴器購入費助成事業を、令和6年4月より実施しております。加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業の実施は考えておりません。

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

今後も憩いのサロン・体操サロン事業を推進します。

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

既存の障害者の外出支援制度を、令和6年4月より要介護3以上の者も対象となるように拡充しました。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実【福祉課】

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

第9期の計画策定で、高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を一体に作成しております。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

現段階では、実施は考えておりません。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

現段階では、実施は考えておりません。

★(7)障害者控除の認定【福祉課】

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

現行のとおり、障害者控除の対象者に対し、実施します。

2. 国保の改善【保険医療課・収納課】

★(1)保険料(税)の引き下げ【保険医療課】

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

県の方針に合わせ、国保財政が安定運営できる様に、財政のバランス、納付金の金額、標準保険料率、給付費の状況等を考慮しながら、適正な賦課に努めます。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

県の方針に合わせ、国保財政が安定運営できる様に、財政のバランス、納付金の金額、標準保険料率、給付費の状況等を考慮しながら、財政安定化基金を活用して、適正な賦課に努めます。

★(2)保険料(税)の減免制度【保険医療課】

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

減免については、「武豊町国民健康保険税条例施行規則」により実施しています。既存の減免の拡充については、考えておりません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

令和4年度から未就学児の均等割5割減額を実施しております。18歳までの子どもに対する減免制度の拡充については、考えておりません。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

減免については、「武豊町国民健康保険税条例施行規則」により実施しています。既存の減免の拡充については、考えておりません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応【保険医療課・収納課】

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。【保険医療課】

滞納世帯に対しての特別療養費の運用については、制度の趣旨を踏まえつつ、被保険者の特別の事情の有無の把握に努め、公平かつ適正な運用に努めます

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。【収納課】

まずは滞納者との納税相談により生活実態の把握に努めています。あわせて各種財産調査の結果、換価財産なしと判断した場合は、法令に基づき滞納処分の停止、欠損処理を適切に行っています。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。【収納課】

差押を執行する場合は、差押禁止財産に該当しないことを確認したうえで、生活困窮に陥ることがないように執行しております

(4)傷病手当金・出産手当金【保険医療課】

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

町独自の傷病手当金・出産手当金については、現在考えておりません。

(5)一部負担金の減免制度【保険医療課】

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

「武豊町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱」により実施します。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

個別相談時にご案内します。

★(6)資格確認書の発行【保険医療課】

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

国の方針を踏まえ、マイナ保険証の利用が困難な方について、資格確認書を発行します。

3. 生活保護・生活困窮者支援【福祉課】

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

物価高騰に対しては国の施策に基づき、給付金の給付を生活保護世帯に対しても実施しております。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき適切にかつ速やかに対応してまいります。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき適切にかつ速やかに対応してまいります。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき状況にあった対応を致します。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

保護費の認定及び支給については、福祉事務所の管轄となります。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

生活保護の実施機関である知多福祉事務所と連携し、関係法令等に基づき状況にあった対応を致します。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

関係法令に則り業務を進めております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

ケースワーカーの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

就労支援員などの配置につきましては、福祉事務所の所管となります。

(2)生活困窮者支援【福祉課】

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

生活困窮者の自立相談支援の実施機関である知多福祉事務所、関係機関と連携を行っております。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

生活困窮者の自立相談支援の実施機関は知多福祉事務所となります。愛知県においては、任意事業もすべて実施して頂いております。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

物価高騰に対しては国の施策に基づき、給付金の給付を低所得世帯へ実施しております。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

助成制度創設の予定はありません。

4. 福祉医療制度【保険医療課】

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

子ども医療費については、令和5年度より拡充しております。その他の福祉医療は現行制度を存続していきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

令和5年度より、入通院にかかる子ども医療費の支給対象を、18歳到達年度末まで拡大しております。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

精神障害者手帳1・2級所持者を対象に、全疾患助成に拡大し実施しています。手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)の対象者に、精神科通院の医療費助成を実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

対象者を拡大し、町民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者を対象に医療費助成を実施しています。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

令和3年4月より、母子健康手帳の交付を受けた武豊町在住の妊産婦に対し、母子健康手帳の交付月の初日から出産月の末日まで、保険適用による医療費の自己負担額を補助しています。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進【福祉課・子育て支援課・学校教育課・生涯学習スポーツ課】

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【学校教育課】

学校に通うことが困難な児童生徒の居場所として、砂川会館内及び南部子育て支援センターわくわく内に「教育支援センター ステップ」を設置し、受け入れを行っています。

【福祉課】

夏休みなどの学校長期休業時において、こども食堂の取り組みを実施しています。

【生涯学習スポーツ課】

国（文部科学省）の学習支援施策である地域未来塾事業の一環として、本町では『ゆめたろう塾』を実施しています。毎月2回土曜日の午前2時間、中学生を対象とした自主学習の場として、地域の支援員の協力のもとで開催しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【子育て支援課】

今年度7月に「こども家庭センター」を設置済です。正規職員として、保健師、社会福祉士、保育士、臨床心理士、事務職を配置しています。

(2)就学援助制度の拡充【学校教育課】

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

現行通りで考えています。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

就学援助とは別で、全員を対象に部活動費補助金の交付や卒業記念品の贈呈、オンライン授業を希望する家庭でWi-Fiがない場合は通信機器の貸出をしています。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

随時申請を受け付けております。毎年1月に広報及びホームページにおいて制度の周知をしています。また、入学説明会、個人懇談会等において、随時申請の受付について説明しています。

★(3)子どもの給食費の無償化【子育て支援課、学校教育課】

①小中学校の給食費を無償にしてください。【学校教育課】

就学援助対象者については、実質無償となっています。

令和7年度は、中学校で60円（一食290円に物価高騰分60円を補助して350円相当の給食を提供）、小学校で50円（一食250円に物価高騰分50円を補助して300円相当の給食を提供）全児童生徒に対して公費負担しております。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。【子育て支援課】

国の制度に基づき事業を実施します。

令和7年度は物価高騰分として、1食につき約20円を公費負担しております。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上【子育て支援課】

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

現時点においても、多くは基準を満たしているが、入所希望の状況により、25人よりも多くなっているクラスもあります。できるだけ早期に実現できるよう努めます。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

施設の整備は、「保育園等整備計画」に基づき整備していきます。
育休の際の退園については、現時点では現行のとおり実施しますが、0～2歳児の受け皿の確保に努めて参ります。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

毎年実施される県の監査を基に実施しております。
指導監督基準を下回る施設はありません。
監査時には、指導保育士も同行しております。

④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

令和8年度から実施予定であるこども誰でも通園制度は、公立園でのみ実施する予定です。

6. 障害者・児施策【福祉課】

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

知多地域他市町の実施内容と遜色ないものとなっております。現行の制度で対応してまいります。

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

知多南部地域自立支援協議会等の地域の意見、状況を鑑み、圏域で検討してまいります。独自補助や独自加算実施の予定はありません。

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

現行の制度で対応してまいります。独自補助や独自加算実施の予定はありません。

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

関係法令等に基づき適切に実施致します。移動支援事業については、知多南部地域自立支援協議会等の地域の意見をうかがいながら見直しを検討しています。

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

現行の制度で対応してまいります。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

40歳以上の特定疾病に該当する方、65歳以上障がい者について、一律に介護保険利用を優先することなく、状況を考慮し支給決定しています。

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

ケースの内容により役場職員が対象者を訪問しています。障害者虐待については、知多南部地域自立支援協議会や障害者差別解消・虐待支援地域支援協議会にてケース検討を行い、以降の対応の参考としています。

7. 予防接種【健康課】

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

令和6年4月より带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を開始(50歳以上)。その他、任意予防接種について国・県及び県内市町村の動向を踏まえながら対応してまいります。

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

一部負担金の引き下げについては、現在考えておりません。任意予防接種事業については現行の内容を検討し継続実施していきたいと考えます。

8. 健診・検診【健康課、秘書広報課】

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。【健康課】

武豊町における産婦健診は、現在1回で実施しております。拡充につきましては、県内市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。【健康課】

令和7年4月より5歳児を対象とした健診支援事業を保健センターにて実施しております。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。【健康課】

現在は妊産婦で1回実施しております。国・県及び県内の市町村の動向を踏まえながら、対応してまいります。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。【秘書広報課】

全体の人員配置計画の中で、専門職を含めた適切な職員配置を行っております。

9. 地域の保健・医療【健康課、秘書広報課】

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。【健康課】

愛知県地域医療構想推進委員会における協議事項と思われます。動向に注視し、連携を図りながら必要な要望をしていきます。

- ②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。【健康課】

自治体病院を経営しておりません。

- ③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。【秘書広報課】

全体の人員配置計画の中で、専門職を含めた適切な職員配置を行っております。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。
- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

2. 愛知県に対する意見書

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上